

事務所コラム

2019年2月4日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平成31年度税制改正大綱

資産課税編

個人事業者版の事業承継税制創設

平成30年度税制改正では、非上場会社の事業承継税制の大胆な見直しが行われましたが、これに続き31年度改正では、個人事業者の事業承継税制が創設されました。

総務省の調査では、平成37年には個人事業者の73%（150万人）が70歳以上となると報告され、世代交代を後押しする施策が求められています。そのため、10年間の時限措置として、承継資産（土地・建物・機械等）に係る贈与税・相続税の100%が納税猶予される制度が整備されます。

なお、この制度は小規模宅地等（特定事業用宅地等）との選択適用になります。

個人事業者の事業用資産の納税猶予(相続税)

対象者	認定相続人（承継計画の認可）
適用期間	H31.1.1～H40.12.31
要件	①相続又は遺贈により特定事業用資産を取得し、事業を継続していくこと ②申告期限までに担保提供・申請書提出
対象資産	特定事業用資産（不動産貸付事業除く） ①土地（地積400㎡まで）、②建物（床面積800㎡まで）、③一定の償却資産 ※青色申告書に添付する貸借対照表に計上されているもの
承継後	継続届出書を税務署に提出

特定事業用宅地等（小規模宅地）の見直し

小規模宅地等の減額制度の濫用を防止する観点から、特定事業用宅地等から相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除かれることとなります。ただし、その宅地の上で事業供用される償却資産の価額が土地の価額の15%以上であれば、適用対象とされます（H31.4以後の相続より適用）。

民法の成人年齢引下げに伴う改正

平成34年4月以後の相続・贈与より、次の年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

相続税	未成年者控除の対象者の年齢
贈与税	下記の受贈者の年齢要件 ①相続時精算課税制度、②直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率、③非上場株式等に係る贈与税の納税猶予

一括贈与非課税に受贈者の所得要件が追加

「教育資金」、「結婚・子育て資金」の一括贈与非課税については、受贈者の所得要件が設けられることとなりました。平成31年4月以後の贈与からは、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できません。また、23歳以上の趣味の習い事代は「教育資金」の範囲外とされました（H31.7以後の贈与より）。



その他、配偶者居住権の評価、特別寄与料に係る課税などが明確化されています